

成年後見制度研究会

～ヒアリング資料～

社団法人 日本精神保健福祉士協会

報告の骨子

- I 後見人の実情
- II 後見人の事務処理上の問題等
- III 後見制度の課題

I 後見人の実情

1. 日本精神保健福祉士協会の後見人養成の現状
2. 認定成年後見人の分布
3. クローバーとは
4. 精神障害者の法定後見利用状況
5. 後見人受任を躊躇する6つの要因
6. 精神障害者の特徴と後見人に求められる視点
7. 精神障害者をめぐる後見人の現状

日本精神保健福祉士協会の 後見人養成の現状

◆ 養成研修の実施

事前課題を提出後、4日間の講義及び演習から成るプログラム

◆ 認定成年後見人ネットワーク「クローバー」の設立（H21.6月）

本協会認定成年後見人養成研修修了後2年度以内の者を対象
H21年度の登録者数は29名。

◆ 目的

クローバーは、成年後見活動を行う精神保健福祉士への情報提供、研鑽の場の提供を行うことによって、精神障害者等への権利擁護の推進に寄与することを目的としている。

◆ 入会の要件及び入会者の義務

後見人養成研修修了（受講資格を制限）、継続研修受講、定例報告と組織内監督の実施、保険加入等。

認定成年後見人の分布

北海道	東北	関東	北陸 甲信越	東海	関西	中 四	九州 沖縄
4人	2人	7人	2人	4人	3人	3人	4人

合計29人

H21.11.26 現在

認定成年後見人ネットワーク クローバーとは…

設立の経緯

(社)日本精神保健福祉士協会は、2002年から、成年後見人養成に関する検討を重ねるとともに研修を行い、この度ようやく、研修修了者等のためのバックアップシステムを整備しました。2009年度、本協会内に発足した協会認定成年後見人等として活動する精神保健福祉士のネットワーク組織が「クローバー」です。

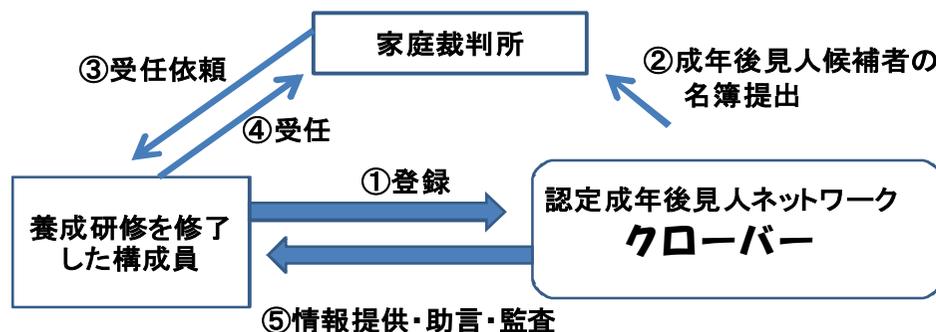
成年後見人とは

成年後見人とは、法的に与えられた権限のなかで、判断能力が低下した方の財産の管理や、福祉サービスの契約、生活の見守りなどをもって生活を支援する人をいい、家庭裁判所が審判で決定します。心身の健康状態に配慮し、自己決定を尊重する姿勢が求められており、親族以外の専門職後見人として、精神保健福祉士の支援も期待されています。

目的

クローバーは、成年後見活動を行う精神保健福祉士への情報提供、研鑽の場の提供を行うことによって、精神障害者等への権利擁護の推進に寄与することを目的としています。

成年後見人等の受任の流れ



クローバーの事業

- ① 成年後見に関する相談事業
- ② 候補者名簿登録者からの成年後見人等の紹介
- ③ 受任した成年後見人等への支援
- ④ 成年後見制度に関する調査、研究及び普及活動
- ⑤ 成年後見制度に関する「クローバー」会員間の情報交換、研修
- ⑥ 認定成年後見人等養成研修および認定成年後見人継続研修の開催の支援

その他関連する事業を行います。

クローバーへの登録

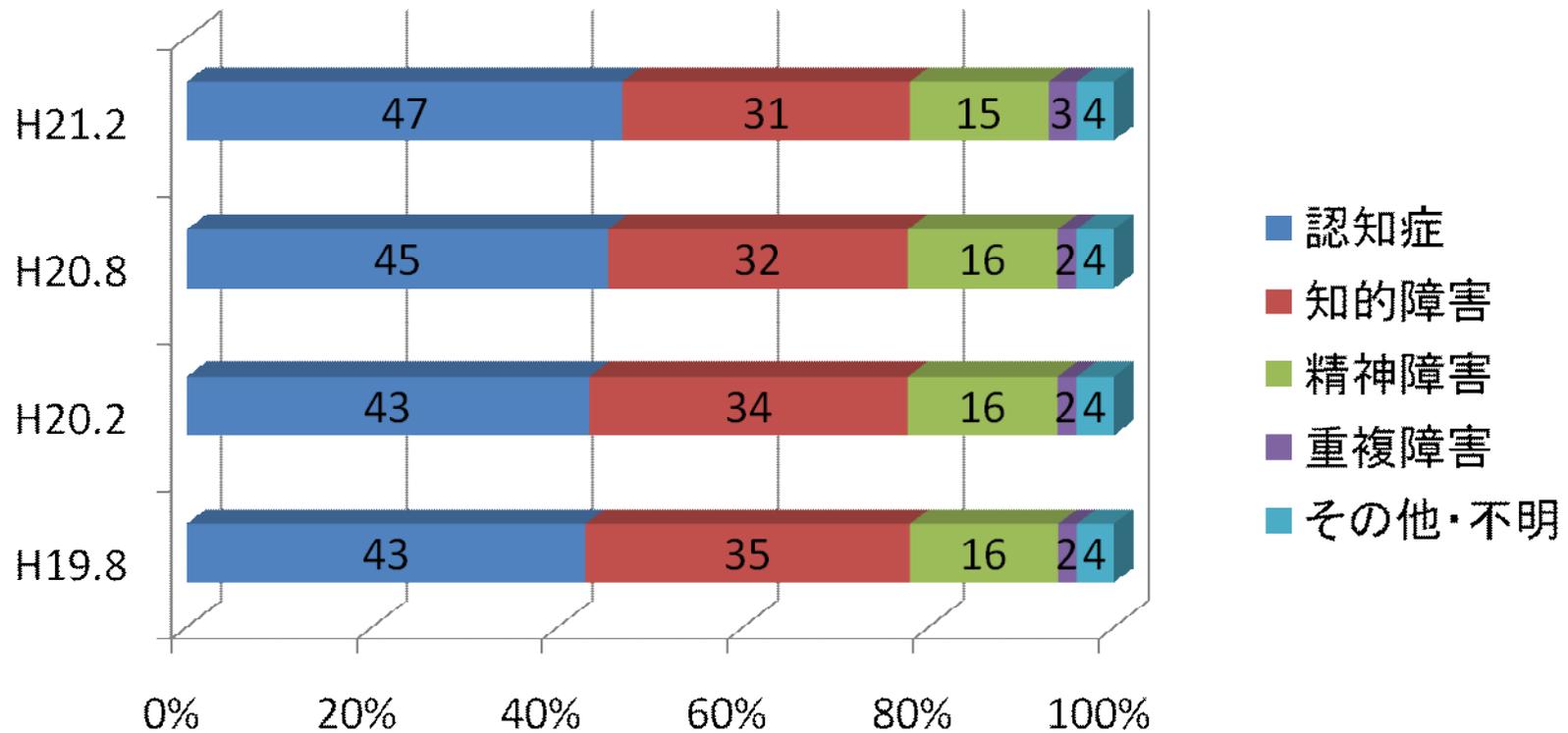
本協会が主催する「認定成年後見人養成研修」を修了したのち、実際に成年後見活動を行う者及び行う予定のある方は、「クローバー」に登録しなければなりません。

そのためには、登録手続きと登録料の納付、「精神保健福祉士賠償責任保険」への加入が必要です。また、登録有効期間は1年間で、年度毎に追加研修を受けることが更新の条件となります。

☆受任した登録者の財産管理状況についてはクローバーへの提出を経て、専門の会計士による監査を受けられます。

☆成年後見人等の実務は本協会の苦情処理規程の対象となります。

精神障害者の法定後見利用状況



日本社会福祉士会「権利擁護センター
ばあとなあ受任状況」より抜粋

後見人受任を躊躇する6つの要因

1. 成年後見制度が抱える問題点への危惧
2. 低所得者における後見報酬の保障
3. 権利侵害を侵さないための倫理観の確立
4. 適切な後見実務の遂行
5. 本来業務との両立
6. 終始拘束される心理的負担

精神障害の特徴と 後見人に求められる視点

- ◆ライフサイクルにおける身上監護面の留意点
- ◆後見期間の長期化
- ◆病状の波に合わせた自己決定の尊重
- ◆保佐、補助、任意後見の活用

精神障害者をめぐる 後見人の現状(1)

◆ 入院

- 判断能力の低下という観点から捉えると、成年後見制度を活用すべき事例は多いが、制度を活用している実体は少ない。家族の代理・代行などで、やり過ごされている現状がある。
- 単身者または家族と疎遠で単身者扱いの方で、財産がない場合は、本人が申し出るか、病院側が意識的に対応しないと、後見人制度に結びつかない現状がある。

精神障害者をめぐる 後見人の現状(2)

◆ 入所施設

- 施設でも医療機関同様に金銭管理が行われている場合があり、成年後見人がついている人は少ない。
- 入所施設も通過施設が多い。施設退所後の地域生活で、住居の確保、金銭の管理などで課題を抱える場合がある。本人の資産が多い場合や、福祉サービス利用契約等が成立しにくい対象者に関して、成年後見のニーズはある。

精神障害者をめぐる 後見人の現状(3)

◆ 在宅

- 親と同居してきた方で、親の死亡により遺産を相続したけれど、自分で管理が難しい、ひとり暮らしの経験もなく、身上配慮が必要といった事例が多い。
- ひとり暮らしの場合など、後見人が生活全般に関する相談や即時対応を行わざるをえない場合があり、後見人の職務の範囲にはなかなか収まりきらないニーズがある。

Ⅱ 後見人の事務処理上の問題等

1. 後見人等による保護者
2. 医療同意
3. 公的機関の協力の必要性
4. 成年後見制度利用支援事業の義務化
5. 「日用品の購入その他日常生活に関する行為」の保障
6. 死亡後の対応

精神保健福祉法における保護者の役割(1)

- ◆任意入院者及び通院患者を除く精神障害者に治療を受けさせること(22条1項)。
- ◆任意入院者及び通院患者を除く精神障害者の財産上の利益を保護すること(22条1項)。
 - * 精神障害者の身のまわりの財産を散逸しないように配慮するとか、入院したときに荷物をまとめて保管するといった事実上の保護をいうものであって、後見人のように法律上の財産管理権を有するものではない。
- ◆精神障害者の診断が正しく行われるように医師に協力すること(22条2項)。

精神保健福祉法における保護者の役割(2)

◆任意入院者及び通院患者を除く精神障害者に医療を受けさせるにあたって医師の指示に従うこと(22条3項)。

◆回復した措置入院者等を引き取ること(41条)。

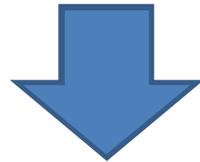
* 措置入院の解除において、権利擁護の主体を行政から保護者へ円滑に移行し、精神障害者の医療及び保護の機会が中断しないことを目的としている。したがって、保護者の自宅に引き取ることを求めているものではない。実質的には、別の入院形態への移行なども選択肢となる。

◆医療保護入院の同意をすることができること(33条1項)。

◆退院や処遇改善の請求をすることができること(38条の4)。

後見人等による保護者(1)

精神障害者に治療を受けさせる
ことと民事訴訟



医療中断などで被後見人が
事故・事件で加害者となった
ときの後見人の責任は？

後見人等による保護者(2)

医療保護入院の入院同意



自己決定の尊重から、強制力をもった行動制限の権限の行使

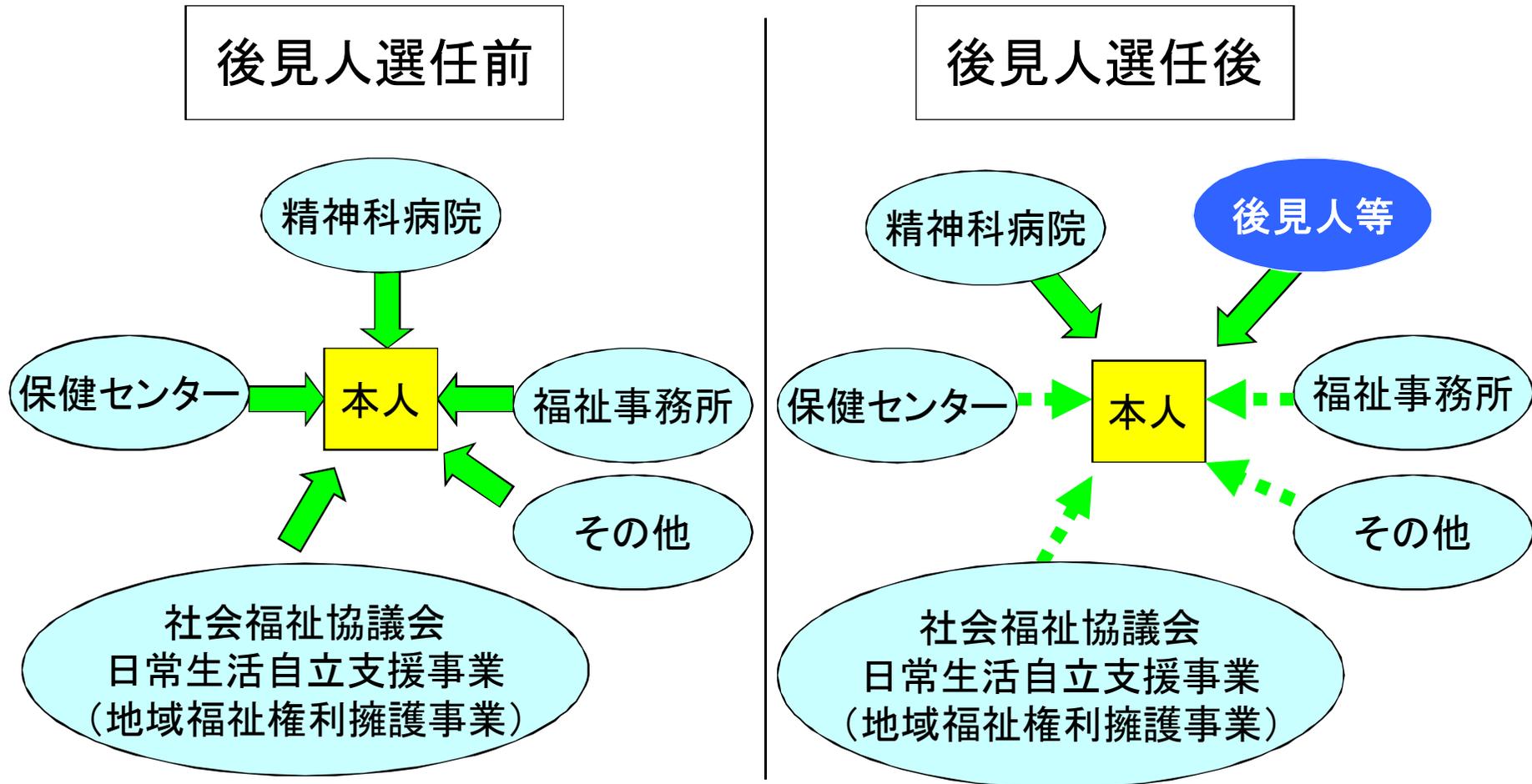
医療同意

- ◆ 予防接種など比較的簡単な医療行為の同意
- ◆ 重篤な疾患や事故への対応など、将来へのリスク、現時点での生命へのリスクなどに対して判断せざるを得ない事態への対応策



裁判所が迅速に判断する
仕組みづくりが必要

公的機関の協力の必要性



成年後見制度利用支援事業の 義務化

成年後見制度利用支援事業の充実



申立費用の確保
後見報酬の確保

「日用品の購入その他 日常生活に関する行為」の保障

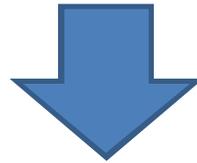
被後見人等が自ら引き出せる
通帳の発行



残存能力の活用

死亡後の対応

被後見人等の死亡に伴う事務処理



葬儀、火葬・埋葬、遺骨の対応
相続財産（通帳や荷物）の処理
賃貸契約の終了
必要諸経費の支払い
その他

Ⅲ 後見制度の課題

1. 参政権
2. 申立支援の整備
3. 後見監督制度の充実
4. 公的後見制度の導入
5. 後見制度の社会化
6. 第三者機関の苦情受付の充実
7. 身上監護をめぐる法体系の整理